

防災施設補助事業の補助率加算措置の継続と拡充

【担当省庁】文化庁

奈良県における取組

1. 防災施設整備補助事業の推進

- ◆ 奈良県内には多数の文化財建造物が所在し、そのうちの多くが木造であり、防火対策は欠くことのできない取組。
- ◆ ノートルダム大聖堂の火災後に行われた令和元年実施の緊急状況調査結果より、本県の国宝・重要文化財の消火設備において約3割で消火設備の整備・改修後30年以上経過し、老朽化による機能低下のおそれがあることが判明。
- ◆ 文化庁は総合的かつ計画的な防火対策を重点的に進めるため、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」を策定。同計画においては世界遺産、国宝の防災施設整備事業について、新たな補助金を令和元年度補正より創設し、補助率加算措置(最大15%)を行っている。
- ◆ この補助率加算措置を活用して、県内の老朽化した防災施設改修の事業化が進んでいる(令和元年度着手5件、令和2年度着手2件、令和4年度着手1件、令和6年度着手予定1件)。



薬師寺・東塔

2. 問題点

- ◆ 世界遺産・国宝建造物の防災施設整備事業に関する補助率加算措置が令和6年度で終了する。
- ◆ 現在県内で実施している防災事業のうち令和8年度まで継続される事業があると共に令和6年度より着手予定の新規事業及びいまだ改修されていない世界遺産・国宝建造物の防災施設が存在する。
- ◆ 重要文化財についても、所有者の資金不足が理由で改修されていない防災施設が多数存在する。



東大寺・大仏殿

国にお願いすること

防災施設の補助事業における補助率加算措置を令和7年度以降も継続していただきたい。また、同事業の補助対象範囲を重要文化財の建造物にも拡大していただきたい。